

## 日弁連「事務職員能力認定制度」に基づく 研修会に参加して

10月11日、日弁連事務職員能力認定制度に基づく研修会がスタートした。第1回のテーマは民事訴訟の実務。日頃、事務職員が関わることの多い実務だが、講義が「送達」の話になったとき、最近行った住所調査のことを思い出し、考えるところがあった。

法律事務所職員  
堀江 英文

### 「宛所に尋ねあたらず」

居所を探し続け、やっと分かった相続人（Aさん）の住所地に送った手紙が、「宛所に尋ねあたらず」で返送されてきた。ダメか…と思いつつ住所調査に出かけると、同じ名前・造りの〇〇荘が2棟。集合ポストに名前は表示されておらず、部屋番号も表札もない。

困った。全戸訪問して尋ねるか！と覚悟を決めた時、犬と散歩をするお婆さんを見かけた。「Aさんのお宅をご存じですか」と尋ねたところ、お婆さんは偶然にもAさんと同じアパートの住人だった。

助かった。教えてもらったAさんの部屋を尋ね、事情を説明すると「普段、郵便物は届いてますよ」との返事があった。釈然としない気持ちだったが、目的も達せられたので一安心で事務所に戻った。

だが、これには後日談がある。調査から2週間後、Aさんに手紙を送ったが、また「宛所に尋ねあたらず」で返送されてしまったのだ。

### 送達手続の根底にあること

これが「訴状」や「判決」の「送達」だったら…。民事訴訟の実務の講義を聞きながら、送達手続のなかでの住所調査の意味をあらためて考えていた。

講義では送達方法の説明に続き、事務職員への注意事項が話された。

「付郵便・公示送達ともに実際は受け取らない（受け取れない）のに、受け取ったことになってしまうケ

ースがほとんどで、世間では悪用されることも少なくない。受け取らないほうが悪いとも言えるし、依頼者の利益を最優先するのが当然だが、『国民の裁判を受ける権利』に関わる問題だということに思いを至らせ慎重に、丁寧に事にあたりましょう」

大事な視点だと思った。「送達」には、法律効果として訴訟係属の発生や、例えば「判決」を受け取った（ことになった）日から2週間の控訴期間が進行する、など不変期間の進行がある。そして、その根底には憲法が定める「国民の裁判を受ける権利」のあることを意識しなさい、と。講義は、送達手続や付随する住所調査に、慎重で、丁寧な対応が求められる理由を分かり易く、簡潔に説明してくれた。

### 研修会に期待すること

今後の研修会でも、事務職員のかかわる実務について、「どうすればよいか」という結論だけではなく、「なぜそうするのか」について、法律上の根拠も含め、丁寧に講義していただきたいと思う。

とりえず目の前の仕事を何とかしたいから、「結論だけ知りたがる」＝マニュアル化の傾向もある。必要な時もあるが、その繰り返しでは応用力はつかない。個々の実務の奥にある法的な根拠を理解してこそ、法律事務所職員として成長できる。

はじまった全国統一の研修会は、そのことに気づかせ、「なぜ」をどう学べばよいのか、これを教えることが一番の目的ではないだろうか。